

於：農林水産省三番町共用会議所

食料・農業・農村政策審議会食糧部会 議事録

平成23年11月30日

農林水産省

目 次

1. 開	会	1
2. 農林水産副大臣あいさつ		1
3. 議	事	3
	(1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について	4
	(2) そ の 他	3 7
4. 閉	会	3 7

開 会

○天羽農産企画課長 おはようございます。ただいまから、食料・農業・農村政策審議会食糧部会を開会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、9月1日付けで臨時委員として相良律子委員が就任されておりますので、御紹介させていただきます。

相良委員です。

○相良委員 相良律子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○天羽農産企画課長 また、本日の委員の皆様の出席状況でございます。青山委員、田沼委員におかれましては所用により御欠席との連絡を事前にいただいております。なお、富士委員、村松委員におかれましては所用により途中で御退席される予定です。

結果、全体の3分の1以上の委員に御出席いただいておりますので、食料・農業・農村政策審議会令第8条の規定により、本部会は成立しております。

農林水産副大臣あいさつ

○天羽農産企画課長 開会に際しまして、筒井農林水産副大臣よりごあいさつをお願いいたします。

○筒井農林水産副大臣 皆様、おはようございます。

食料・農業・農村政策審議会食糧部会に御出席いただきまして、大変ありがとうございます。一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

皆さん御存じのとおり、日本の農村、農業が大変な厳しい状況にあることはずっと前から続いているわけでございます。高齢化、そして後継者がいない。これらの状況を何とか解消して農業の再生を図るために、農林水産省としては3本柱の農政を掲げて一生懸命努力をしてまいりました。1本目は所得補償政策、2本目が6次産業化政策、3本目が食の

安全体制の確立でございます。

所得補償政策についても3党協議が始まろうとしているところでございます。6次産業化についても各地で大分進んでまいりましたし、農林水産省においても食料産業局という新しい局を設置して、そこで本格的に取り組んでいるところでございます。食の安全体制に関しても、トレーサビリティ法を初めとして、いろいろな形で進んでいるところでございます。さらに、先日、食と農林漁業の再生推進本部において基本方針と行動計画が策定されました。戦略1から戦略7に至るまでの方針を出して、何としてでも農業を再生したいという方向性を出しているわけでございます。

もちろん、このことは皆さんも御存じだと思いますが、この基本方針と行動計画はTPPを見据えたものではなくありません。TPPについて交渉参加を前提としない形で協議が始まっております。これにもし参加ということになった場合には、それを仮定した場合の話ですが、全く別の対処方針が必要になってくるわけでございます。基本方針、行動計画は、それに対する対処の政策ではないことが内閣においても一致した統一の見解でございます。

今日の食糧部会におきまして、今まで議論をしてきていただきました米の需給、価格安定の問題、一つの集大成としての生産数量目標の設定について、皆さんの貴重なる御意見を寄せていただいて取りまとめをさせていただきたい。このことをお願い申し上げまして、冒頭でのあいさつとさせていただきます。

きょうは大変ありがとうございました。

○天羽農産企画課長 ありがとうございます。

なお、筒井副大臣におかれましては公務のため途中で御退席される予定でございます。

さて、議事の前に、本年9月1日付けで農林水産省の組織再編がございまして、総合食料局食糧部が生産局の農産部に再編されておりますので、御案内をさせていただきますとともに、改めて本日出席の事務方の御紹介をさせていただきます。

生産局長の今井でございます。

○今井生産局長 今井でございます。よろしくお願いいたします。

○天羽農産企画課長 農産部長の今城でございます。

○今城農産部長 今城でございます。よろしくお願いいたします。

○天羽農産企画課長 その他については、席上に配付しております座席表をご覧ください。

配付資料確認

○天羽農産企画課長 配付資料の確認をさせていただきます。お手元には、食料・農業・農村政策審議会食糧部会資料一覧に記載されております議事次第、委員名簿、資料1、資料2、参考資料1として米をめぐる関係資料、参考資料2として福島市大波地区産玄米の暫定規制値超過を受けた米の放射性物質の緊急調査について、及び参考資料3のマンスリーレポート11月号をお配りしております。

この後の議事進行については中嶋部会長にお願いしたいと思います。

なお、委員の皆様にお願ひでございます。御発言の際には、部会長からの御指名にちぢて、マイクの緑のボタンを押してから御発言をお願いいたします。また、御発言後は再度、緑のボタンを押してマイクを切つていただくようお願ひをいたします。

以上です。

議 事

○中嶋部会長 おはようございます。食糧部会長の中嶋でございます。皆様の御協力のもと円滑に運営してまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の審議会の取扱い及び議事の進め方について確認したいと思います。本部会については審議会議事規則第3条第2項の規定により、会議は公開することとなっております。また、本部会における皆様の御意見等については、議事録として取りまとめの上、公開させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)」について事務局から資料の説明をしていただき、委員の皆様からの御意見、御質問を頂戴した上で本基本指針(案)が適当であるかどうか決議したいと思います。委員各位、それから事務局におかれては、限られた時間内で効率よく議事を進められるよう円滑な進行に御協力いただきたいと思ひます。全体としては12時前までには終了する予定で進めたいと思ひますが、このような取り進め方でよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、そのように進めてまいりたいと思ひます。

(1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について

○中嶋部会長 早速ですが、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問のありました「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)」について御審議いただきます。

まずは事務局から諮問文書の読み上げを行っていただき、引き続き、資料の説明をお願いいたします。

○天羽農産企画課長 ただいま御紹介のありました資料1でございます。諮問の写しを読み上げさせていただきます。

23 生産第 5133 号

平成 23 年 11 月 30 日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 4 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

続きまして、資料 2 の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)」について御説明をさせていただきます。2 枚めくっていただいて、1 ページからでございます。

1 ページの「第 1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針」でございます。この部分については本年 7 月に御審議いただきました基本指針と変わっておりませんので、省略をさせていただきます。

同じページの「第 2 米穀の需給の見通しに関する事項」でございます。「1 平成 22/23 年の需要実績」です。平成 22 年 7 月から 23 年 6 月までの 1 年間の需要実績でございます。算出方法は下の表 1 のとおりでございます。(1) にございますとおり、民間流通米の需要実績については②－①ということで、②平成 22 年産主食用米等の供給量から、①在庫の変動状況を引き算して需要実績を算出いたします。「(2) 政府備蓄米の需要実績」について

は平成 22 年 7 月から 23 年 6 月までの主食用販売数量を需要実績とし、民間流通米の需要実績と政府備蓄米の需要実績をもとに算出するという考え方に基づいて算出しております。その結果が 2 ページの「(3) 全国の需要実績」のところでございます。

結果といたしましては、820 万トンという数字になっております。前回、7 月の食糧部会の時点では速報値ということで 819 万トンとお伝えをしておりましたが、数字の精査を行いまして、その後の確定値が 820 万トンとなっているところでございます。

需要実績の内訳については、下の図 1 に示しております。7 月の指針との相違は、民間の在庫量の増減のところです。左下の箱の中にございますが、昨年、22 年 6 月末の時点で 216 万トンという在庫量になっておりましたが、本年 6 月末の在庫量が速報値の 182 万トンから 181 万トンということで確定をしております。対前年比では、①にございますとおり、35 万トンの減となります。これに主食用等の供給量が②787 万トン、③政府備蓄米の主食用販売量、④地震津波被害 2 万トンを控除した需要実績が右上の四角のところですが、②+①+③-④ということで、820 万トンという結果となっております。

続きまして、3 ページでございます。昨年 7 月から、今年 6 月までの需要実績が 820 万トンとなったことを用いまして、平成 23 年 7 月から 24 年 6 月までと、その次の 1 年間の需要見通しを算出しております。これまでのデータを用いて算出いたしますと、下の表 2 にありますとおり、23 年 7 月から 24 年 6 月までが 805 万トン、24 年 7 月から 25 年 6 月までが 797 万トンということになります。

続きまして、4 ページでございます。この需要の見通しを踏まえまして、23 年 7 月から 24 年 6 月の需給の全体フレームとして、表 3 のとおり見通しております。まず 23 年 6 月末の民間在庫量「A」のところですが、先ほど見ていただきましたとおり、確定値の 181 万トンでございます。次に、平成 23 年産の主食用米等の生産量「B」ですけれども、平成 23 年 10 月 15 日現在の 23 年産米水稻の主食用予想収穫量ということで 813 万トン、これら 2 つを合計いたしまして、「C」の供給量が 994 万トンということでございます。需要量といたしまして、23 年 7 月から 24 年 6 月までの主食用米等需要量ですけれども、前のページで算出いたしました需要見通しの 805 万トンということで置いております。この結果、供給量の計 994 万トンから需要見通しの 805 万トンを引き算いたしまして、24 年 6 月末の民間在庫量の「E」が 189 万トンと見通されることとなります。

続きまして、5 ページでございます。「第 3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項」でございます。国が行う備蓄の運営手法については、平成 23 年度、今年

度から棚上備蓄に移行しております。棚上備蓄方式によります備蓄運営の基本的な考え方としては、ここの①から⑤まで書いてあるとおりでございます。これは7月の基本指針のとおりでございます。

ページの真ん中あたりから、23年産米の政府備蓄米の買入契約数量は、東日本大震災の影響等により7万トンとなったわけでございます。当初、20万トンを予定していたところでございますけれども、予定の数量を下回ったところでございます。政府備蓄米の中で保有期間が最も長期となる平成18年産米、平成23年6月末の備蓄量が24万トンでございますけれども、これについて7月末の時点で改めて品質確認を行い、適正備蓄水準が100万トン程度ということを踏まえて、品質低下が見られた1万トン程度を飼料用等に、3万トンを援助用にとということで、合計4万トンを供給することといたしたいと思っております。

以上を踏まえました平成23年7月から24年6月までの備蓄の運営は表4のとおりということになります。これによりまして、24年6月末の政府備蓄米の備蓄量は91万トンと見込んでいるところでございます。

次に、6ページでございます。「第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項」、いわゆるMA米（ミニマム・アクセス米）についてでございます。ここについては7月からの変更はございません。

最後に、「第5 平成24年産米における都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報）に関する事項」ということでございます。先ほどの第2の2で御説明いたしましたとおり、平成24年7月から25年6月の需要見通しが797万トンと想定されるところでございます。しかしながら、平成22/23年の需要実績が820万トンということで確定しておりまして、平成22年産の生産実績824万トンと比較いたしますと、その差が4万トンの超過生産となっているということを踏まえて、全国の平成24年産米の生産数量目標については平成24から25年の需要見通しの797万トンから4万トンを控除いたしまして、793万トンということで設定をいたします。

それから、都道府県別に生産数量目標を設定することになるわけでございますけれども、従来、全国の生産数量目標をもとに都道府県ごとの過去6年の需要実績中、中庸4年分の平均値のシェアで算出するということを基本としております。平成24年産米についても、この方式により設定をいたします。

また、都道府県ごとの需要実績の算出に当たりましては、お米の需給調整への取組等に対する配慮として、作付面積が生産数量目標、面積換算値の生産数量目標を下回った実績、

いわゆる超過達成でございますが、これや都道府県間の調整による生産数量目標の減少のほか、過去政府に売り渡されて備蓄米となっている数量、いわゆる回転備蓄の時代に政府に売り渡されて備蓄米となっている数量について、各都道府県の需要実績の算定上、今回、一定の配慮を行うこととしております。

以上でございますが、引き続きまして、7ページからの参考統計表について簡単に御説明をさせていただきます。

7ページは総務省の家計調査、「1世帯当たりの米の購入数量」のデータでございます。これは後ほど米をめぐる関係資料の中で触れさせていただきますので、ここでは省略をさせていただきます。

8ページは統計部が先月26日に公表いたしました「平成23年産米水稻の作付面積及び予想収穫量」、10月15日現在のものでございます。一番上の全国の欄で見ますと、水稻作付面積が157万ヘクタールということで、5万1,000ヘクタール減少をいたしております。10アール当たりの予想収穫量が533kg、予想収穫量が840万トンとなっております。また主食用の作付見込み面積が153万ヘクタールということであり、それに10アール当たりの予想収穫量533kgをかけまして、主食用米の予想収穫量が813万トン、作況指数101ということでございます。

続きまして、9ページ、「民間流通における6月末在庫の推移」ということで棒グラフを掲げております。民間在庫については、先ほど御紹介させていただきましたとおり、23年6月末の在庫がトータル181万トンで確定して、前年より35万トンの減少となっております。また、民間在庫の構造で申し上げますと、この棒グラフの真ん中でございますけれども、これは農協系統等を中心といたしました出荷段階、出荷業者のところの在庫でございますけれども、昨年の139万トンから40万トン減っているということになります。一方で販売段階、卸売業者のところでございますけれども、ここでは28万トンから35万トンへと7万トン増えているという結果になっております。これを過去と比べてみますと、平成18年、19年のあたりと似たような水準、構成であるということが見てとれると思います。

続きまして、10ページでございます。「政府備蓄米の6月末在庫の推移」でございます。7月時点と変わっておりませんで、今年の6月末時点で88万トンという状況でございます。

11ページでございます。「政府備蓄米の在庫の状況」でございます。23年6月末時点で平成18年産は24万トン、19年産は28万トン、20年産は10万トン、21年産は16万トン、22年産が10万トンという構成になっております。平成24年6月末は、先ほど御説明いた

したとおりでございますけれども、平成 18 年産が 20 万トンとなりまして、平成 23 年産が 7 万トンとなるというふうに見込んでいるところでございます。

12 ページ以降は各県別の需要実績のデータでございます。最後に 22 年 6 月から 23 年 6 月までのデータも含めて掲載をさせていただいております。

最後、16 ページ、「ミニマム・アクセス米の販売状況」でございます。これも最新のデータに更新しておりますので、あわせて御参考にしていただければと思います。

基本指針については以上でございます。

続きまして、参考資料 1 の米をめぐる関係資料でございます。7 月の食糧部会にお示したのものから最近のデータに更新をしております。その他の主な変更点についてポイントのみかいつまんで御説明をさせていただきたいと思っております。

1 ページ目は米の全体需給の動向であります。これはデータの更新でございます。2 ページ目は変更ございませんで、3 ページ目からは総務省の家計調査でございます。今回、6 月から 10 月のデータを追加しております。3 ページが、先ほどもありましたけれども、家計における米の購入量の推移でございます。これを見ていただきますと、23 年 3 月、地震のあった月ですけれども、対前年比プラス 16.4%ということで、過去 3 年を上回っておりますが、その後は前年同月比で低調な傾向でございました。しかしながら、一番下の 10 月のところで、対前年同月比でプラス 13.2%と大幅に増加をしております。本年 7 月から 10 月までの累計では対前年プラス 1.9%となっております。右の棒グラフにありますとおり、10 月は新米の時期でもありまして、毎年、比較的購入量が多い月でございますが、今年の赤い棒が大幅な増加になっております。その要因については、まだつまびらかではございませんので、これから調べていきたいと思っております。

4 ページ、米・パン・めんの購入量の推移のデータでございます。めん類は 3 月にプラス 10.0%、7 月はプラス 11.6%、一方、4 月は▲5.5%ですとか、10 月は▲7.8%というふうに変化が大きくなっています。また、パン類は前年とほぼ同じ傾向が見られます。

6 ページは全米販（全国米穀販売事業共済協同組合）が実施しております会員の卸売業者による市場の見通しでございます。7 ページ、8 ページは J F（日本フードサービス協会）が実施しております外食産業の売上等の動向を紹介したものでございます。今回、10 月までの調査結果に、それぞれ更新をしております。

9 ページからは、お米の消費拡大の取組の一つでございます「めざましごはんキャンペーン」の展開について紹介させていただいております。今回、イメージキャラクターがお

米大使をお願いしている小林幸子さんにかわっておりますので、その御紹介であります。

12 ページからは、お米の相対取引価格の推移について整理をしたものでございます。12 ページのグラフにございますとおり、23 年産米については9 月、10 月と、平成 20 年産、21 年産米の水準でスタートしたところでございます。

16 ページをご覧ください。農産物検査法に基づく検査による 1 等米比率の推移を整理したものでございます。23 年産米は 10 月末時点で 1 等米比率が 82.3%ということで、22 年産米は低かったわけですが、今年産は例年同水準のところからスタートしているということでございます。

17 ページ以降は、先ほどの基本指針の中でも御紹介させていただいた内容でございます。

20 ページをご覧ください。17 ページの民間在庫の推移に主食用等の需要量なり主食用等の生産量を折れ線で重ねたものでございます。

21 ページは、先ほどの基本指針の中で御説明した平成 22/23 年産の主食用米等の需給実績を整理したものでございます。

22 ページから、政府備蓄米、棚上備蓄の買い入れ状況について整理をしたものでございます。23 年産米の入札の結果、1 回目の入札から 10 回目の入札まで掲げております。1 回目の入札は通常、様子見の入札が行われるわけですが、4 万 6,000 トンの落札がございました。2 回目の入札が震災の影響で延期となっております、4 月末に実施をいたしたということでございます。結果、23 年産米の合計数量が 6 万 7,638 トンとなったわけでございます。

24 年の備蓄米の買い入れについては、23 年産米の入札実施の結果も踏まえて、下の四角にありますけれども、入札時期の早期化なり、引き渡し時期の早期化、23 年の実績に基づきます県別の入札枠の設定、入札のための買入価格水準の把握が困難といった意見があったところでございまして、24 年産の備蓄米の買い入れに向けては、これらの意見を踏まえた検討をしていきたいと考えているところでございます。

24 ページは変更ございません。

それから、25 ページでございます。東日本大震災を踏まえて災害時に対応した備蓄手法の検討ということで今回、追加をさせていただいております。前回の 7 月までの食糧部会で御議論、御整理いただきました「食糧部会における米の備蓄運営についての議論の整理」中で、災害時の対応については、東日本大震災における首都圏の一時的な供給不足なども踏まえて別途検討とされていたところでございます。また、大震災の発生後には被災地か

ら応急食料として精米が欲しいといった要請もあった経緯も踏まえて、災害発生時にお米を被災地なり大消費地に速やかに供給できるよう、24年度に政府が買入れます備蓄米の一部、500 トンを想定しておりますけれども、これを活用して精米としての備蓄を試験的に実施するとともに、あわせて食味などの分析試験、販売実証試験を実施するというところで、24年度の予算の概算要求を行っておりますという紹介でございます。

26 ページはミニマム・アクセス米の輸入状況ですけれども、変更はございません。

27 ページ以降、数字の更新でございます。

飛んでいただきまして、30 ページ、中国向けの輸出拡大に向けた取組を紹介させていただいております。今回、輸出拡大に向けた条件整備の実施状況ということで一部更新をさせていただきます。

31 ページについては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

32 ページ以降は、先ほどもございましたけれども、全国都道府県別の生産数量目標の設定方法について整理をしたものでございます。

35 ページをご覧ください。生産数量目標のいわゆる県間調整の推移を整理したものでございます。

36 ページは、更新はございません。

37 ページは全国の需給調整の取組の状況でございます。今回、23年産の取組状況を追加いたしております。過剰作付面積が22年産の4.1万ヘクタールから23年産は2.2万ヘクタールへと約2万ヘクタール減少しているというのがわかります。

38 ページは10月15日現在の取組状況ということで整理をしたものでございます。

40 ページ以降、戸別所得補償制度関係の資料がございますが、これも後ほど担当から説明をさせていただきます。

52 ページ以降は資料の更新でございます。

55 ページをご覧ください。米粉用米の生産量が4万トンと、56 ページでは飼料用米の生産量が18万トンを超える生産になっているということがおわかりいただけると思います。これらも含めまして、57 ページに新規需要米等の用途別の取組状況を整理しております。23年産米のデータによると、先ほどの飼料用米が約10万トン伸びているということ、加工用米が一方で約6万トン減少しているということが見てとれます。

58 ページ、59 ページは更新はございません。

60 ページをご覧ください。東日本大震災による福島原子力発電所の事故を受けました平

成 23 年産米についての米の放射性物質調査などの仕組み、及びその結果の概要についてまとめたものを今回、追加させていただいております。

1 番で、本年収穫される玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生法上の暫定規制値 500Bq/kg 以下となるよう、4 月の段階で土壌中の濃度が 5,000Bq/kg を超える地域ということで、3 区域、いわゆる避難区域、計画的避難区域、及び緊急時避難準備区域において稲の作付を制限したところでございます。

2 番でございます。東北・関東など土壌中の放射性セシウム濃度が高い市町村等において、①収穫適期前の立毛段階で、あらかじめ放射性セシウム濃度の傾向を把握するための予備調査を実施いたしました。②予備調査の結果、一定水準、200Bq/kg ですけれども、これを超える濃度の玄米があった市町村は本調査で重点的な調査を実施する。

3 番として、本調査の結果、放射性セシウム濃度が暫定規制値を超えた場合には、その地域のお米には出荷制限をかけるということで、放射性物質濃度が暫定規制値を超える米が流通しない仕組みを整備したということでございます。

これらの検査の結果、次のページと、その次の 62 ページもあわせてご覧いただければと思います。11 月 17 日時点で 3,217 点、そのうち 99.2% の 3,190 点が 50Bq/kg 以下という結果でございます。それに加えて、福島県福島市の 1 点、500Bq/kg を超したものが出てまいりましたので、それを踏まえて放射性物質の緊急調査を行っているところでございます。

恐縮ですが、参考資料 2 という 1 枚紙をご覧ください。福島市の大波地区で暫定規制値を超える米が検出されたことを受けまして、福島県は①福島市旧小国村、②特定避難勧奨地点が存在する地域等において緊急調査を実施。今回の緊急調査では、山際に接しているなど暫定規制値を超過した米の生産ほ場と地勢的条件等が類似している水田が多く点在する旧市町村で調査を実施。農林水産省は福島県に協力し、本調査結果を、玄米の放射性セシウム濃度が暫定規制値を超えた原因の究明に活用するとともに、来年産の米の検査の見直しにも反映していくということでございます。

緊急調査の概要でございます。福島市の大波地区については、当該地域の実態を把握するため、30 kg の米袋ごとに 1 検体ずつ分析検査を行う、いわゆる全袋検査でございます。暫定規制値を超える米があった場合には、当該生産者のお米は隔離保管をいたしますということでございます。

また、特定避難勧奨地点が存在する地域等ということで、6 市 21 の旧市町村でございますが、類似地域等における状況を把握するため 1 戸当たり原則として 1 検体を検査いたし

ます。農家ごとの全戸検査になるわけでございます。出荷量が 50 袋を超える場合には、50 袋ごとに 1 検体を追加することにしております。簡易検査の結果、200Bq/kg を超える検体があった場合には詳細調査を実施いたします。暫定規制値を超えるお米があった場合には、当該生産者の米は隔離保管するとともに、旧市町村を単位として出荷自粛を要請いたします。当該生産者のお米が流通している場合は、販売店等の協力を得て、速やかに回収をいたします。

調査結果が下の 11 月 28 日現在ということで掲げているとおりでございます。154 戸の農家のうち 68 戸が検査済み、そのうち暫定規制値以下が 58、超えているのが 10 といった結果になっているところでございます。

最後でございます。お手元に参考資料 3 ということで、お米に関するマンスリーレポートを配付させていただいております。これは毎月上旬に公表することといたしております。お手元でございますのは 11 月 4 日のバージョンでございます。前回の食糧部会で紹介させていただいたものから、構成上、若干変わっているのは、お米の取引関係者の皆様方へのアンケート結果を踏まえました、いわゆる D I 調査を冒頭に持ってきておりますということですか、本年産米の作柄概況などを追加で盛り込んでいるところでございます。今後とも皆様方の御意見を参考にして改良を重ねていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

駆け足で申しわけありませんでしたが、私の説明は以上でございます。

○福田経営安定対策室長 続きまして、戸別所得補償制度の関係について説明をさせていただきます。本日は、課長の山口が急用によりまして欠席ということで、室長の私から御説明をさせていただきます。資料は、この分厚い参考資料 1 の 40 ページ目をご覧ください。

33 ということで、戸別所得補償制度の概要が書いてございます。今年度においては、その支援の対象を畑作物まで拡大し、本格実施することとなりました。制度の目的あるいは制度の骨格がこの中に入っております。目的は左上に書いてございますように、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、コスト割れの部分の交付金を交付することによって食料自給率の向上、農業の多面的機能の維持、こういったものを図るのが目的でございます。この制度の骨格は中ほどの 3 つの交付金で成り立っております。畑作物の交付金、水田活用の交付金、米の助成、そして政策誘導を図る観点からの加算措置が加わっているという内容でございます。

次の 41 ページ目をご覧ください。米に対する助成の部分の説明でございます。その米の部

分、まず定額部分の助成でございます。生産数量目標に従って生産を行った販売農家・集落営農に対して1万5,000円を交付するという仕組みでございます。この単価については右の中ほどに書いてございますように、標準的な生産費については14年から20年の生産費の過去7年中庸5年、標準的な販売価格については18年から20年の部分を用いて1万5,000円をはじめでございます。

42 ページ目をご覧ください。もう一つの米価変動交付金という部分でございます。戸別所得補償制度については、恒常的なコスト割れの部分は先ほど御説明させていただきました米の所得補償交付金で1万5,000円を交付する形になりますけれども、当年産の豊凶等の変動によって米価が変動する中で米価が下落した場合には、標準的な販売価格と当年産の販売価格の差額分を米価変動交付金という形で交付することによって、この3つの部分で、その標準的な生産費を補償する。すなわち、これがコスト岩盤を補償するという仕組みになってございます。

43 ページ目は、今年都道府県別の加入状況の資料でございます。右下に書いてございますように、昨年度のモデル対策と比較して、昨年度が116万件、今年は122万件ということで、5.5万件の増加が見られるところでございます。都道府県別に見てみますと、今年の大震災の影響によりまして東北あるいは関東で加入者の方々が営農ができないといった状況がございましたけれども、農地の約1万ヘクタール以上、作付ができなかった宮城県を除きまして、青森県、岩手県あるいは福島県、茨城県を見てみましても、昨年度から1,000件から3,000件の加入者がふえている。こういった状況が見てとれるかと思えます。

44 ページ目をご覧ください。昨年度のモデル対策の支払い実績が書いてございます。左上、支払い額を見てみますと、米のモデル事業におきましては合計で3,069億円を交付し、水田活用の部分を加えますと4,958億円が交付されたところでございます。

45 ページをご覧ください。都道府県別の支払い実績でございます。これは後で参考にさせていただければと思えます。

46 ページ目でございます。昨年度のモデル対策の交付対象面積を、これを都道府県別に見たものです。比較としては、水稻の共済加入面積と加入者の割合を比較したものでございます。概観して見ますと、東北あるいは北陸といった地域においては、②／①のところでございますが、加入者の割合が9割以上を超えている一方で、関東あるいは関西は若干低いといった形が見てとれるかと思えます。

47 ページ目をご覧ください。このモデル対策の規模別の支払い状況をまとめたものでご

ございます。規模階層別にどういった方々がモデル対策に加入したかというものが見てとれるかと思えます。上の表でございます。作付規模別に面積シェアベースで加入率を見たものでございます。横軸には経営階層といたしまして、0.5ヘクタール未満から5ヘクタール以上をまとめてございます。このところの加入率を見ていただきますと、5ヘクタール以上の方々については98.1%がこのモデル対策に加入している一方で、0.5ヘクタール未満の方々を見てもみますと、55.7%の加入、すなわち約45%の方々が未加入ということでございますので、規模階層の大きい方々が、よりモデル対策に加入したという姿が見てとれるかと思えます。

下の表については、規模階層別に見た支払い件数ベースと支払い額をまとめたものでございます。まずは支払い件数でございます。支払い件数シェアを見ていただきますと、例えば2ヘクタールから3ヘクタールが3.8%、3ヘクタールから5ヘクタールが2.8%、5ヘクタール以上が3.2%ということで、2ヘクタール以上層の方々の支払い件数は全体の約9.8%でございます。一方で支払い額を見てもみますと、2ヘクタール以上の方々8.7%、10.2%、39.6%、これを加えますと、支払額の全体の6割が交付されております。すなわち、支払件数の約10%の方々に予算の6割が配分されているということで、規模階層の大きい方々に重点的に交付金が交付されているという姿が見えるかと思えます。

48ページ目をご覧ください。農業経営安定の観点から、この対策の効果を見たものでございます。横軸には規模階層別の生産費のデータが書いてございます。経営費は肥料、農薬、農業機械、いわゆる外部に対する支払いのお金、そして、家族労働費が農家の方々の生活費になるわけでございます。22年産の販売価格については、この赤線で書いてございます1万260円という価格でございました。これを例えば2ヘクタール層の前後で見てもみますと、2ヘクタール未満の方々はオレンジのところ、経営費の下に赤線があるということで、経営費が賄えない状態、すなわち農外からの収入を農業経営に入れているといった状況が見てとれるかと思えます。一方、2ヘクタール以上層の方々におきましても、家族労働費の水準まで達していない、すなわち家族労働費は農家の方々の生活費になるわけでございますけれども、その水準まで収入が得られていないといった状況が見てとれるかと思えます。

49ページ目は戸別所得補償制度に加入した場合の収入と支出の関係をあらわしたものでございます。戸別所得補償制度によりまして、定額部分と変動部分をあわせますと、1俵あたり3,400円、10アールあたりにしますと、3万100円の交付金が交付されたわけでござ

ございます。2ヘクタール以上層のところを見ていただきますと、すべての階層で家族労働費を賄っていることに加えまして、いわゆる利潤が発生する形が見てとれるかと思えます。すなわち、この利潤の部分が将来の経営規模の拡大、投資に使われるということで、この一律単価の仕組みによりまして、まさに規模の大きい方々の収益性が改善し、規模拡大を促すといった効果が見てとれるかと思えます。

50 ページ目をご覧ください。23 年度におきましては、従来の上ラシ対策と米価変動交付金の2つの仕組みが併存する形となりました。米価変動交付金については米価下落、すなわち価格の下落に対する支援でございまして、上ラシ対策は価格と収量の低下に対する補てんということでございますので、価格の部分が重複するというところで、両制度の補てん内容が重複しないよう、上ラシ対策の交付金の交付に当たっては、この図にありますように、米価変動交付金の額を控除する形で交付することとしております。県別あるいは銘柄別の単価が次の51 ページに書いてございますので、参考にしていただければ幸いです。

以上で説明を終わります。

○岩濱貿易業務課長 続きます、生産局の貿易業務課長でございます。参考資料1の31 ページをご覧ください。

A S E A N + 3 緊急米備蓄というものについて御説明させていただきます。この仕組みは、東アジアのA S E A N 10 カ国、及び日本、中国、韓国における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的といたしまして、地震、津波等、大規模な災害時に備えるものとして、米の融通をするという仕組みでございます。2004 年から東アジア緊急米備蓄パイロットプロジェクトを開始いたしまして、我が国は2004 年から2011 年の8 年間に、575 万ドルの拠出をしております。2011 年10 月のA M A F + 3 農林大臣会合において、A S E A N + 3 緊急米備蓄の採択及び署名を鹿野農林水産大臣でしていただいております。

具体的な仕組みについては、その下のほうの図になっております。A S E A N + 3 緊急米備蓄というところで、2つの仕組みがございます。申告備蓄及び現物備蓄、また現金備蓄というものがございます。申告備蓄については、緊急時に放出可能な数量をあらかじめ各国が申告いたしまして、災害時に実際にこれぐらいの数量の米を支援できるような仕組みをイヤマークするというものでございます。日本は申告数量として、25 万トンの数量をイヤマークしております。各国の数量はそこに書いてあるとおりでございます。

あと現物備蓄あるいは、現金備蓄というものがございます。緊急時の初期対応として、

ファーストエイドということで、すぐに支援ができるという仕組みでございます。我が国がこれまで実施した中でも1,860トンの政府米を使用して、フィリピン、カンボジア、インドネシア等で緊急な支援ということで現物備蓄を行ってまいっております。

今のところ、この仕組みはまだ正式には発効しておりません。各国が協定の発効の手続に向けて準備中でございます。来年度に向けて正式な発効になるということでございます。

なお、先日、タイとカンボジアで洪水がございましたが、そこでも我が国が供与した資金を活用し、5万ドル相当の現金備蓄による緊急支援をさせていただいております。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から諮問事項及び関係資料について御説明がありました。説明のありました基本指針案について、どなたからでも結構ですので、御意見、御質問をお願いいたします。

富士委員。

○富士委員 途中で中座しますので、先に意見なり質問をさせていただきたいと思えます。4項目にわたって質問なり意見を申し述べたいと思えます。

1点目は、基本指針に関係します24年産の生産目標数量に関する点であります。最初に、基本指針については賛成だというふうに申し述べた上で言います。

基本指針関係では、1点目は生産量、需要量の算定であります。今年東日本大震災や原発問題ということで、風評被害等、これからもさらに影響が出るかもしれません。先ほどの資料の説明でも、例えば需要量でいえば3月とか10月に対前年比10%を超えるような家計における購入量が増大していますけれども、需要面、生産面について異常な年といえますか、普通の年ではないという認識でありますので、この辺について、生産数量とか需要数量とか、そういったものに対する配慮といえますか、考慮といえますか、そういうものはどういうふうにされているのか、また今後どうする方向なのかというもののお考えがあれば、お聞かせいただきたい。

それから、指針で単年度需要量は797万トンということですが、生産数量目標は単年度需要量より4万トン削って793万トンであります。単年度の需要量より減らして生産数量目標を設定するという考え方でありますが、昨年は7万トン、単年度需要量より削ったわけですね。一昨年は削らなかつたんですね。単年度需要量と同じ数量を生産数量目標に設定したという経過があります。この辺の単年度需要量と翌年の生産数量目標の設定

のあり方ですね。回転備蓄から棚上備蓄に切りかえたと、出来秋の出口対策は、需給対策はやらないという政府方針でありますので、そういうことからすると、深掘りと言いますか、需要量よりさらに減らす必要があるのかどうかということ、考え方の整理が必要だと思いますので、それについてのお考えがあればお聞かせいただきたい。

2点目は棚上備蓄の方式でございます。御説明のとおり、20万トン買う予定が7万トンしか買えなかったと、震災の影響があったということでもあります。そうだと思いますけれども、見直しが必要だと思います。1つは時期の問題ですね。もう少し早く、1月ぐらいから買入の提示をしていくということが必要だと思います。それから、価格がわからないわけですが、市場連動といっても、買って万が一のことがなければ放出しないと、えさに処理するとか、加工用に処理するということなので、総じて価格提示が低いということがありますので、本当に20万トン買う気があるんだったら、それなりの価格というか、市場連動という基本に基づいた中の、政府としての提示価格がないと落札しないということがあります。要するに、10万トンでもいいや、15万トンでもいいやということであればそうなるし、20万トンちゃんと買うんだということであれば、それなりの買い入れの提示の仕方があるのだらうと思います。

3点目が原発の問題であります。これからの大変な風評被害を心配するわけですが、1つは出荷制限米の処理であります。これは稲わらと同じで、焼くのか埋めるのか、いずれにしたって、出荷制限で売らないわけですので、これの処分は国が責任を持ってやらしてもらわないとどうにもならない。今も稲わらは処分が決まらないで放置されている。米も同じようになると思いますので、出荷制限前の処理、処分を国で万全の対策を講じていただきたいということ。

それから、4月1日以降、暫定規制値の500Bq/kgを变えるという動きがあるようですが、米みたいな1年1作のものですね、既に流通しているものを、4月1日から500Bq/kgが100Bq/kgとなった場合に混乱が起きるので、その辺についてどういう考え方でいらっしゃるのか、考えがあればお聞きしたい。それから、来年の米の検査方法です。今回、こういう形でサンプル調査をやってきたわけですが、この段階でこういうふうになったということなので、検査方法を見直す必要があるのかないのか、見直す場合、どういうふうに見直していくのかということがあればお聞きしたいと思います。

最後、4点目が先物取引についてであります。先物の試験上場ということでもありますけれども、今の状況は東穀、関西取ともに目標の10分の1以下という取引量でありますし、

価格も一般の市況価格より下回るという状況だと思っております。認可のときも十分な取引量があるということが認可の要件ということだったわけですが、あるんですかと言ったら、アンケート調査ではあるみたいなことを言っていたんですけど、結果的にはこういう状態なわけですね。特に問題なのは関西取引所のほうで、関西取引所の取引量の99%は関西取引所の理事長の経営される会社が売り買いをしているという、まさに実績をつくるためだけにやっているみたい。だから、関西においてはほとんど実績がないんじゃないかと思われまして。そういう実態になっているのをそのまま放置して試験上場を続けるのかというのがあります。取引量が十分確保できない、また確保するために異常なことをやっているんだとすれば、認可を取り消すということがあってしかるべきだと思います。これについて考え方があればお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

お答えいただけますでしょうか。

○今城農産部長 農産部長でございます。御質問が富士委員からございました。

まず1点目。今年需要及び生産面で異常年であったという御指摘、そのとおりかと思えます。生産面ということでは、宮城が津波の被害を受けた地域で作付できなかった、また福島のほうでは津波の被害を受けたところ及び原発被害の影響で作付制限を行ったという影響がございます。作付ができなかった両県については、23年産米については新潟や秋田などと県間調整をしまして、結果、予定していた作付ができなかったことにより生産量が純減したのは2万トンぐらいということで、全国ベースの需給で見れば、そう大きな影響ではなかったということになっているわけでございます。

このような状況を踏まえまして、生産面では来年、24年産の生産数量目標という面において算定上は需要実績を取りますのが22年産までということ、23年産はこれから消費されるわけでございますので、そういう意味では、算定上、需要実績にカウントされていない23年産米の部分について、特に配慮する必要はないということになります。

一方で、来年の検査体制、作付制限をどうするかとも関連してまいりますけれども、特に福島県について24年産米も一定程度は作付制限せざるを得ないと思っているところでございます。その分をどうするかということでございますが、配分上は今年と同じように配分を差し上げて、その後、県内で調整する、あるいは県間で調整するということで対処していただくということでやっていくのがいいのかなというふうに私どもは考えております。

また、需要のほうで御指摘ございました。東京、関東を中心に、東北も当然なのですが、確かに3月、小売店の棚から米が消えるという事態もあり、そのときに結構需要が膨らんで、家庭内に保存されているということとなり、その後の消費は逆にへこんだという実態がございました。そういう上下は繰り返しながらも、需要そのもののトレンドが今までと大きく変わっていない、要するに、ならしてみれば格段の段差ができていないというふうに判断しておりますので、私どもがお示ししたような考え方で淡々とトレンドを引っ張りながら計算していくという方式を取ったところでございます。

2点目でございます。要するに、需要見通し797万トンと生産数量目標をそれより下げるということとの関係でございます。確かに去年は需要見通しから7万トン下げました。一去年は双方同数量ということでございますが、いろんな需給環境の全体を見なければいけないということでございます。特に今年は、去年に比べて、資料にございますが、民間の6月末の在庫量が30数万トン減っており、そういう意味では普通の状況になっている。去年は216万トンで、正直申し上げて民間在庫はだぶついているという状況であったと思います。そういうこともあって削減幅が大きくなっているということではないかと思えます。

特に今年については、長期的にトレンドの回帰式で引っ張りますと、どうしても年間1%減ぐらいの傾きになっているということでございますので、そこら辺を考慮しますと、今年の需要見通しよりも下目にとということで取っておくのが妥当なのではないかという判断でございます。

考え方を整理しなければいけないのではないかと御指摘だと思いますけれども、おっしゃるとおり、このところ私ども、今までは政府備蓄が回転備蓄でございましたので、その備蓄水準をどうするかということを中心に需給を組んできたわけでございますが、それが今、棚上げ備蓄になったということで、その初年度でございます。そういう意味では、民間在庫量を見ながら、これをどう設定していくかという経験値がちょっと不足しておりますので、その蓄積をしながら考えていかざるを得ない課題かと考えております。

もう一つ、20万トンの政府米の買入入札の予定を昨年お諮りして、実行が7万トンしか買えなかったという御指摘でございます。この問題、富士委員からございましたとおり、生産現場の方々にはなるべく作付の対応を早く固めたいという意向があろうかと思えます。そういう中で、今年は2月に1回目の入札の後、3月の2回目の入札で入札実績を取りにいこうと思っていらっしゃったところに、震災でその入札がなかった。次回が4月28日だったという状況がございました。4月、5月になってまいりますと、作付の対応ですね、

えさ米にするですとか、そういう対応をお決めになっておられるので、政府のほうに、それから応札しようというふうになりにくいという状況が今年は見えてとれたわけでございます。その反省に立ちまして、20万トンを買うということをきちんとやっていくためにも、24年産米は入札を早く始めて、3月末までは数回重ねるという対応を取りたいと考えております。

また、入札の価格水準の話がございました。すみません、入札なものですから、この水準自体をここでコメントしづらいものがございますが、私どもはそんなに低い価格ではないと考えております。また、ここは一般論としては市場連動させますので、今年の市場価格が上がっているという状況を踏まえて設定してまいりたいと考えております。

最後、原発の問題。その中にも3点ございました。まず1点目の出荷制限米の処分でございます。これについては500Bq/kgという流通させてはならない数値のお米については処分するというので、基本的には焼却ということになると思います。また、実験用にも貴重なものになると思いますので、その辺も含めて国がバックアップしながらやっていきたいと思っております。ただ、賠償は、最終的には東電にお願いすることになるかと思っております。

また、2点目の4月以降、500Bq/kgという数値が変更されるのではないかとということで、現実問題として厚労省で現在、審議会にもお諮りをしつつ検討されているということでございます。したがって、富士委員がおっしゃいましたとおり、4月1日に、前日まで流通していた米が突然流通できなくなるということで果たしていいのかという御指摘だと思います。おっしゃるとおりの面もございますので、その辺、厚労省とどういう経過措置をとるのか等々についてはよく話し合っていきたいと考えております。

最後の検査方法でございますけれども、先ほど資料で御説明させていただきましたとおり、福島で500Bq/kg超えの米が出てきているという状況、それから、一定の地域的な固まりとか、そういうような状況を調べていく必要がございます。私ども、検査をきちんと、網の目を細かくして、大波地区については全袋検査、それ以外の地域の緊急調査をしているところについては基本的に全戸、必ず一戸一戸するという方針でやっております。それを踏まえて、その結果を見ながら来年、どのような検査体制を取るのか、ひいては作付制限も含めて、どのような体制で行くのかということを十分検証していきたいと考えております。

○得田商品取引グループ長 米の先物の御指摘、どうもありがとうございました。

米の先物関係については参考資料3のマンスリーレポートの12ページに、最近の価格の動向のグラフを入れさせていただいております。お手数ですが、ご覧いただければと思います。

委員に大変御心配いただいておりますが、米の先物は8月8日から始まりまして、3カ月ちょっとたった状況でございます。取引当初、東京、関西、両方とも価格が高値に張りつくという状況も見られましたが、その後は東穀では1万4,000円台、関西では1万5,000円前後。こうした中において小幅な値動きが続いており、極端な価格の乱高下といった事態は生じていないと見ているところでございます。

一方で、委員から御指摘ありましたように、取引の量はどうなんだというお話でございます。取引量については、最近の1日平均で申し上げますと、東京も関西も数百枚レベルというのが最近の平均でございます。この量については、多い少ない色々御議論があり得る数量だと思うんですが、いずれにしても、72年ぶりのお米の先物取引が始まって3カ月ちょっとという段階でございまして、その評価をするにはまだまだ早いのではないかと、今後ともじっくりと状況を注視していきたいと考えておるところでございます。

また、関西の取引について御指摘がございました。事実として、理事長の経営されている会社の取引量が太宗を占めておることとございまして、この会社は先物取引業者でございまして、商先法上もその社が取引をすること、また、委託の注文を引き受けてつなぐということ事態、何ら違法性のあるものではございません。また現物の引き渡しは11月に行われたわけでございますが、その際には、この理事長の経営する社以外の社との間での受け渡しも行われておるという状況でございます。

そういったことを踏まえまして、いずれにせよ、72年ぶり、3カ月余りの段階でございますので、今後とも状況を引き続きしっかりと注視をしまいたいと考えております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

一通りお答えいただきましたが、副大臣、ほかの事務方から何か追加で御発言ございますか。

○筒井農林水産副大臣 4つの問題はいずれも重要な問題点で、大切な問題だと思います。

1点だけ追加させていただくと、米の試験上場の認可については、取引量が十分にあるということが認可の条件になっていないという点でございます。本上場の際には、取引量が十分にあるということがそれは認可の要件になりますが、試験上場の場合には十分な取

引量が見込まれないということを農林水産大臣が証明した場合に認可しないことができるという規定になっています。その違いだけは御理解をいただきたいと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

村松委員も途中退席と伺っておりますが、何か発言があれば。

○村松委員 基本指針に対しては私も基本的には賛成です。日本国内の需要と供給のバランスを図るということは非常に大切だと思っています。ただ、生産数量の目標を下げるということにはいささか不安を感じています。日本だけでなく地球規模の大規模な自然災害が各地で起こっていることを考えると、先ほど御説明がありましたけれども、いざというときに、どうやって食料の供給を賄うのかということに対する不安が高まっているような気がします。食料自給率アップを目指す上でも、お米の消費を促すような取組、対策に力を入れてほしいと思います。

一消費者として周りを見てみますと、学校給食でもお米を使う回数が増えてきていますし、米粉を利用した製品なども、以前よりも大分出回ってきましたので、個人的にはお米の消費量がそんなに減っているという感触は持っていないのですが、こうしてデータで突きつけられると、そうしたことに危機感を感じています。政策として、もっとお米を食べてもらうような取組に力を入れると同時に、農家の方たちにとってはやりがいのある農業、お米づくりとなるようなシステムづくりに力を入れてほしい、構築に力を入れてほしいと思っています。

それから、福島に関して一つ御報告があります。11月5日に「福島の農業の未来を語るシンポジウム」がございました。福島県が主催して行って、佐藤知事も出席してくださいましたし、福島県農林水産部の皆さんも大勢来てくださって、もちろん農家の方たちも大勢参加してくださいました。そのコーディネーターを務めてきました。

放射能という目に見えない敵と戦っている、まさに現場にいる農家の方たちの声を直接聞くことができました。福島の新しい食と農の信頼の回復に向けて、どういうことをしていったらいいのかということで、さまざまな意見がかわされました。農業に携わっている方たちが頑張っていて、いろいろなつながりをつくって、自分たちで新しいシステムをつくっていこうという、新しい取組をいろいろ感じました。福島の農業の底力を感じたんですけども、そういったところに出て来られない農家の方たちの声を聞くことが、これからの日本の農業政策を考える上で非常に大切なことなのではないかと思いました。

その席で、お米だけでなく、福島県産の農産物はすべて検査をして、大丈夫というレッ

テルをちゃんと張ってほしいと、安全だというラベルを張って市場に出せるようなシステムをつくってもらえないだろうかという意見も出ていました。例えばベルトコンベアのようなものに野菜を乗せることでベクレルを計れるような、余り時間のかからない、費用もかからない検査システムをつくってほしいということが挙げられていました。福島の農業を元気にすることが日本のこれからの農業政策を考える上でも非常に大切なのではないかと思います。一応御報告させていただきます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

消費拡大の取組への御意見と、福島の支援についての御意見を頂戴いたしました。事務局から何かございますか。

○天羽農産企画課長 村松委員から御指摘いただきましたとおりでありまして、米の消費の拡大はしっかりやっていかなければと、先ほど基本指針の中でございましたトレンドが着実に下がっていったらいいということがございます。

朝ごはんを食べようというキャンペーンですとか、食べて応援しようなど色々な取組もやっているわけがございます。けれども、結果として見ると、少子・高齢化の中で、お米の消費量が減っていったらいいということがあるわけがございます。食べるお米の拡大ももちろんでございます。また、輸出についてのことをいろいろ考えていかなければいけないということもあると思います。それから、先ほど新規需要米のところでも御紹介させていただきましたけれども、村松委員もおっしゃっていましたが、米粉の話ですとか、えさ用に活用するという道も考えられます。米粉、えさ米は先ほどのグラフにもありましたとおり、かなりの勢いで伸びているわけがございますけれども、こういう取組も積極的に進めていって、お米の消費なり稲作ということをしっかり守っていかないといけない、育てていかないといけないと考えております。

それから、放射能の検査のあり方についてのコメントもいただきました。私どもも、検査機器が開発されて、より速く、より正確に、より安価に検査ができるような仕組みになればいいと思っておりますけれども、残念ながら、今の機器の色々な能力を前提にすると、正確に計るためにはかなり大がかりな装置で計らないといけないということで、先ほど緊急調査の説明もございましたけれども、たくさんの点数を検査しようと思うと、それなりの時間がかかるという現実があるわけがございます。

福島県に対しましては、検査機器の面でも、人の面でも、農林水産省も人を出したり、検査機器についても支援をするという形で協力をしていっているところでもありますので、

一方では検査機器の開発の状況も見ながら、また対応を考えていかないといけないと思っております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

途中ではございますが、筒井副大臣におかれましては次の御公務のため御退席されます。

○筒井農林水産副大臣 お米の消費拡大等に関する御意見を頂きましたが、おっしゃるとおりでございます。消費量を増やす取組の一つとして、学校給食等で米粉パン、米粉めんを増やしていくことも本格的に取組むべきだし、それがアトピーやアレルギー問題の解決にもなるというような点もありますので、これらを進めていかなければいけない。

もう一つは、輸出でございます。価格の点では日本の米、農産物はみんな弱いわけですが、安全性と味に関しては、世界一を誇れるものでございますから、輸出を大々的に進めていく。今日の資料の中にもありましたが、中国への輸出を取り組んでおりまして、もうじき日本食品に限った大規模な展示館が開設される運びとなっていて、それを進めていきたいと思っております。

それから、放射能検査に関して、ベルトコンベアということを言われたのは、おそらく富士電機あるいは島津製作所が開発されている新しいシステムだと思います。あれが完全に普及すれば全品検査ができるだろうと思っております。今のところ、ゲルマニウム半導体検出器ではものすごい時間と費用が1件当たりかかり、しかも品物をつぶしてしまうわけですから、大量の検査はできないわけで、そういう新しい検査システムのもとで大量の検査をして、安全宣言につなげていくという努力もさらに必要だと思っております。

すみません。ここで失礼させていただきます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

また議論を続けさせていただきます。

廣瀬委員。

○廣瀬委員 最初に、きょうの基本指針については基本的にこの内容で結構と私は考えております。

それから、きょう御説明ありましたように、参考資料1の47ページから出てまいります経営規模との関係における戸別所得補償の実態のデータがつまびらかに出てきておりますけれども、そういう面では規模拡大、担い手へのサポートというところへの結果が出てい

ますので、これも方向としてはいい方向に来ているのかなと私は評価したいと思います。

そういうのとは別に数点申し上げます。1つは需給見通しのあり方なんですけど、これは今後の課題ということで申し上げます。先ほど来、話が出ていますが、需要量の見通しを実績トレンドから導いて算出する方法は、平成16年からでございましょうか、指針策定以来の継続しているやり方でございますので合理的なやり方ではあると思いますが、一方で、村松委員からもありましたように、できるだけ米の消費を増やしていこうという努力を国を挙げてやっているわけでございます。そういう意味で、米消費の拡大に向けた取組、あるいはその成果が何か出てくるような観点は必要ではないかなと思います。

我々企業でも同じですけども、いろんな取組をする場合にPDCAサイクルを回していくわけですが、スタート段階のPの部分にしっかり魂を込めていくことが必要だろうと思っています。この点、需要実績のトレンドで毎年1%ずつ下げていくということに、今のところ、回帰線からは出てきてしまうわけでありましてけれども、需要減退の現状を追認しているということに結果としてなりはしないかということになりますので、いろいろと取組をされていることがもう少しわかるような工夫ができれば非常にいいなと思います。これは来年度以降の問題でございます。

もう一つ、都道府県別の生産数量目標の設定のところでございます。米の需要実績で、どれだけ売れたかに応じて都道府県別の生産数量目標を設定した場合に、過剰作付によって、需要が多くなった都道府県ほど翌年の生産数量が増えてしまうということはどうかということで、調整措置が必要であるというお考えでございますので、それはそれで我々も理解いたします。一生懸命減反に協力している農家の立場に立てば、こんなことはけしからんということなので心情的には理解できるのですが、他方で、少し視点を変えてみますと、過剰作付が発生するという事は当該地域の米の需要がそれだけあるという見方もあるわけでございますので、やや飛躍した言い方かもしれませんが、消費者の支持があるからそれに応えているという理解もできなくはありません。したがって、この辺の問題について今後、どういう対応をしていくかということ、これまでどおりのやり方でやっていくのかどうか、ここをひとつ御検討いただけたらと思います。

それから、データのところで、先ほどもお話しが出ていました参考資料1の57ページにあります飼料用米ですが、これが非常に増えているという状況で、これは結構なことだろうと私は思います。私も山形庄内のある牧場を見に行きました。豚に対して、1割ぐらいでしょうか、米を添加して、良い豚肉が取れているというお話をお聞きしました。こう

いう方向が出てきていることは非常に良いことだろうと思いますが、この辺の方向はこれからもこういうことでいいのかどうか。国として、このあたりについて何か御意見があればお聞きしたいと思います。

それから、大波地区で 500Bq/kg を超える米出てきたということでありまして、稲わらの問題のときもあったかと思うんですが、そもそもリスク管理の観点からしますと、最初は少し広目に、大きくリスクの網をかぶせて、それを確認しながら小さくしていくという取り方をしていくべきではないかと思うのです。したがって、今後の対応ですけれども、山すその谷合いのところは、どうしても高いというのは稲わらのときからわかっているわけですから、お米でも、本来はもう少し広目に、あるいは多くの地点でチェックするというシステムを取って安全を確認していく。広く取ると、そこも危ないのかという不安感を醸成するというおそれはありますけれども、リスク管理上、あるところまで広く取ることは仕方ないと思います。もう少し広目に多く取って狭めていくという観点からリスク管理をしていただけたらどうかと思います。

最後でございます。ASEANの緊急米備蓄の取組のお話がありました。これは非常にいいお話で、既に実行に移されているということで、これは参考資料1の31ページにございます。私は、この関係で別の観点からの提案をしたいと思っています。1つは、日本というのは、先ほど筒井副大臣もおっしゃいましたように、コスト面も相当合理化で米なんかでも安くなってきていると思いますが、安全、味の面では世界に誇る農産物でありますので、これを広めていく、世界に普及させていく、輸出も増やしていくということからしますと、世界との協調が非常に重要になってくると思うのです。特にアジアの地域は今、新興国ではありますけれども、まだ食料事情が豊富ではないということから、東北である必要はないかもしれませんが、農作物別にでもいいと思うのですが、食料関係の開発センターをつくって、アジアの方にどんどん日本に来て研修をしていただく、日本がいいものづくりを、あるいは農商工連携も含めて効率的な生産体制を、工夫したものをお教えしていく。日本がやることによって、いざというときには、ここまでやってくれている日本だったら、困っているのだったら、長粒米ですけれども、食べてもらえるかどうか分からないが、お出ししようということにもなるのではないかと。まずは我々日本が貢献すべきであり、また進める力を十分持っている。それは先進国としての日本の責務だし、そういう可能性を十分持っている日本だから、どこにやるかということもあるでしょう、作物別にいろいろ考えなければならぬと思いますが、そういうものをつくって貢献していくということ

も始めるべきではないか。この震災との関連において、もう一度農業の問題を考え直すときに、そういうところの要素も入れていってはいかがかなと思います。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかの方にもお聞きしたいので、何人かまとめて御質問を伺ってから事務局にお答えいただこうと思います。

杉本委員、お願いいたします。

○杉本委員 この基本方針については、今まで御意見をおっしゃった方と同じに、特に異論はないのですが、幾つか教えていただきたいというか、質問したいことがありますので、申し上げたいと思います。

1つは、米をめぐる関係資料で見ますと、月々の家庭の米の購入量は、震災の影響とか放射能の影響もあるのかと思いますが、相当変化するのですけれども、それとの関連で家庭の在庫はどういうふうに見ていらっしゃるのか。資料があるのか、ないのかということも含めて、よくわかりませんが、米の全体の需給を見るときに、家庭の在庫の動向も見えないと、米の需給がどうなっていくのか、特に需要のほうですけれども、説明がつかない点もあるのではないかと思いますので、その点をどう見ていらっしゃるのかということをお教えいただきたいと思います。

2点目は先ほどの廣瀬委員の御議論とも絡むのですが、戸別所得補償について御説明をいただき大変ありがとうございました。先ほどの参考資料1で規模別のコストがございました。48ページ、49ページでございましょうか。規模別の生産費、経費、家族労賃に分けた資料がございました。これは非常に参考になったんですけれども、ここで言う5ヘクタール以上のところについて、例えば10ヘクタール以上とか、20ヘクタール以上だとどうなっているというのは、おそらく資料はできるのではないかと思います。その辺がわかれば教えていただきたいと思います。というのも、強い農業、強い稲作、米農家をつくっていくためには、これから、担い手農家による規模拡大が必要だと思います。その関連で、そういったデータをどう考えるかということもございまして。戸別所得補償制度と規模拡大をしていくということの政策の関係をどういうふうに考えていらっしゃるのかという点についても伺いできたらと思います。

また、その関連で、先ほどの御説明でいきますと、戸別所得補償で4,958億円でしょうか、22年度で約5千億円の経費がかかっているわけでありましてけれども、それ以外に米で

直接かかっている経費と申しますか、備蓄にかかっている経費、さらにはMA米の運用で、これを援助に回しますと、経費がかかるのかと思います。戸別所得補償、備蓄、MA米の管理等にかかっている財政負担というのでしょうか、諸経費というのでしょうか、それはどういうふうに見ておけばいいのかということをお教えいただければと思います。

最後でございます。これは単なる私の知的興味に近い話かと思いますが、先物市場の御説明ございまして、参考資料3の12ページで、東京と大阪で1,000円弱の価格の開きがあるのです。どうして両市場で裁定が効かないのか、裁定取引が動かないのか、そこをお教えいただければと思います。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

木村委員。

この後、御返答をお願いしたいと思います。

○木村委員 全体の需給の見通しに関する事なのですが、特に放射能問題が出てきて、今回の指針の数字もそうなのですけれども、消費拡大も念頭に置いていくと放射能汚染の不安のない需給という、これは考え方の問題ですけれども、これを確立する必要があるのではないかと。今の段階で、どこまでが汚染で、500という数字がありながら、風評被害もあつたりという実際的な動きです。こういうものもある中で大変難しい問題だと思っております。なぜかという、今年作況101ということになっているのですが、実際問題としては、特に系統を中心にした集荷が大変悪い。本当に米ができていないのか、できていないのか、それとも米を出荷しないのか、どうしているのかということはおわかりません。極端な例で言いますと、昨年度、年頭から需給が少しタイトになってきて、価格が上がってきました。その中で、大震災が起こったということで、その直後に売り場では若干パニックが起きた。それから、8月ぐらいになってきて米も取れてくるという時期になったときに、放射能の汚染は結構あるらしいと、これを風評被害と皆さん呼んでいるわけですが、その他に22年産の米が安全だということで、22年産の米が一斉に買われてマーケットからなくなってきた。それから価格はどんどん上がってきたわけですね。

先ほどの資料の中にもありましたが、去年の価格は確かに安かったと思うのですが、20年産ですか、価格は安かったと思いますが、今年のスタートの価格は昨年と比べると、15%から20%近い値上がりをしている。絶対値よりも、この値上がりという問題を背景にしていきますと、物が集まらないというのは農家段階に米があるのかなというふうにも推測を

するわけなんですね。そうすると、全体の需給の中で放射能関係の不安というものが、現在で言えば、需給の状況に大きな影響を与えていると思わざるを得ないのではないかと。それから、玄米中の放射性セシウム濃度の暫定規制値 500Bq/kg を 100Bq/kg に下げるとか、下げないとかいう話もあります。そういうことから、全体的な米の出荷が、今年の米のほうがいいというか、今年の米はいつでも売れるぞというマーケット状況が少しでき上がってきていますので、そうなると、播種前契約の数量が集荷ができないということで、一部では播種前契約数量を 1 割なり 1 割 5 分ぐらいカットしてほしいという要望すら出てきているということになると、もともとの市況環境をロングランで考えるのももちろんなのですが、今の状況から考えると、放射能の問題というのをある程度落ちつかせていく、そういう段階で、細切れで 1000Bq/kg を超える米出てきたという話がポツン、ポツンとでも出てくると、今までの検査体制に対しての不安というのも消費者の中で醸成されてくると、風評被害という言葉は、どちらかというところ、生産者も含めて、我々流通に携わっている人からいっても、余りいい言葉というふうに思っていなかったのですが、風評被害やむを得ずみたいところがだんだん醸成されてくるということになってくるんですね。そうすると、最後に行きつくところは全量検査ということになるわけなので、来年以降の検査体制のことでもありますが、網のかけ方の問題、先ほど廣瀬委員がおっしゃったように、やったよと、安全だよと言ったら、ポツンと出てきた、もうちょっと狭めましょうかと、こういうやり方ではなしに、積み重ねていって、まだ、ここまでは安全宣言はできませんよと、出荷は見合わせますよと、だんだん広げていくという実際の検査の仕方としては、網の目を細かいところからやっていくという方法を取らないと、これはちょっとまずいのではないかとこの気がしております。ひいて、これはどういうところに影響が来るかということ、不安ということと価格の去年と比べての高さから言うと、消費の減につながってくる。

一方で、消費拡大と言いながら、実際に消費者が一番ダイレクトに反応するのは価格の問題だったり、不安の問題であったりということなので、ここの解消に、農林水産省の方だけで全部できる問題だとは思いませんが、もう少し全力を挙げていただいて、国が安全を保証するぐらいのところまで持って行かないと、この問題は来年にも持ち越していくのではないかと。

そういう観点から言うと、この需給計画は放射能汚染という問題の不安も加味したところをつくっていただくことのほうがよろしいのではないかと。決して反対ということではないのですが、フレキシブルな考え方もお持ちになっていただくということも必要でないかと

思います。

それと、この放射能の問題はもう一つ、流通として問題になっているのは、精米するとぬかが出てまいります。そのぬかにどれくらい汚染が移行するのかわかるところがなかなかはっきりしていない。その次は米油をつくったり、その後、配合飼料に原料が行ったりと、これはこれでいろんな活用がされるわけなのですが、これがちょっと行き詰まってしまうと、毎日の精米ができないというところも出てまいりますので、このあたりの知見を早目に出していただいて、対策をどうするかということをお早目にやっていただきたいと思っております。

あと、風評被害とか、先ほど村松委員がおっしゃったような福島の件については、全米販の団体の中でも東京、神奈川、埼玉が一緒になりながら、「ふくしま元気米プロジェクト」を、何とかして福島の米を店頭においてもらおうということで動き始めたところで、1000Bq/kgを超えるお米が出てきて足踏みと、出荷のほうに止まっているということなどもあるのですがいずれにしても、関東の人たちは東北の米の生産に大いにお世話になっているわけですから、これには何とかお応えをしたいという考えを持ちながら動いているので、とにかく安全とか安心とかいう問題について、不安を残すよりも、網を大きくかけていただくという考え方をよろしくお願ひしたいと思っております。

飼料米も増えてきたりしているのは、私も大変結構だと思います。助成がいつまで続くのかという不安を実需家の方では持っている方もおられるということもございます。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

3人の委員から大変貴重な御意見をいただきましたが、まとめて御回答をお願いいたします。

○今井生産局長 多くの方から放射能問題について御意見をいただきましたので、それに関連してお答えをしたいと思います。

御承知のとおり、今年の米については、危ないものが生産されないように、当時、持ち合わせていた知見をもとに、事前に作付制限をしました。生産されたものについても、収穫前と収穫後の2段階での検査ということで、我々としては持ち合わせていた知見の中では考え得る最善の方法を取ったつもりだったわけですが、現実問題としては、今いろいろ御心配をいただいているような問題が出ております。さらに木村委員から言われましたように、生産、流通、消費各段階でいろいろな影響が出ているのは事実であり、ぬか

の問題等、まだまだこれから対応していかなければいけない課題もあります。

我々としては、今年1年の取組みについて検証をきっちりやらないといけないと思っております。今起こっている問題については、とにかくきちんと検査をして、危ないものが流通しないようにするということですが、来年に向けては、作付制限をどういうふうを考えていくのか、生産されたものの検査の仕方やサンプルの取り方などにつき、今年の結果を十分検証した上で決めていきたいと考えておりますことを冒頭申し上げておきたいと思っております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

部長、お願いいたします。

○今城農産部長 まず廣瀬委員からのお尋ねでございます。需給見通しの課題ということで、需要減が続いているトレンドを伸ばして、それを追認していくという形で、これでいいのかということですが、課長からも御説明したとおり、需要拡大に向けてはかなり力を入れて取り組んでいるわけでございます。

その中で1点だけメンションしておきたいのは、あくまでも生産数量目標は丸粒主食用の生産数量目標でございます。そういう意味では、今回増えた飼料米とか米粉用米というのは、これの外側になっているわけでございます。そういう意味で、その部分を増やしていくということは、直接には生産数量目標の中とは関係ないことということです。

○廣瀬委員 私も、それはそのとおりだと思っております。要は学校給食とか、そういうところで増やす努力をされていますね、そういうものが反映されるようなことだということで、飼料用米とは別でございます。

○今城農産部長 大変失礼しました。いずれにしても、追認という消極的なことではなく、政策的には学校給食も既に全国レベルで週3.2回、東北の米どころは4回以上、毎日というところもあるわけでございます。そういう取組は引き続き全力を挙げてやっていきたいと考えております。

それから、過剰作付の部分について、一体どういう評価をするのかと、要するに、生産数量目標を配分する際に、そういうところをどう考慮していくかということでございます。昨年は過剰作付に対するペナルティ措置をやらなかったということでございますが、原則は需要実績をもとに各県の配分を考えていくというのをベースに置いております。ただ、昨年は、過剰作付分について、一旦算定した数字から差し引くということをやらなかったということでございます。今年については、それを全く逆に一昨年のやり方に戻すとか、

そういうことを申し上げているのではなくて、達成県は達成県なりの努力をされているということがございますので、その部分について一定の配慮を差し上げることもやむを得ないのではないかとということです。どちらかに 100% 寄せていくという決めはできないかと思うのですけれども、少なくともベースはあくまでも需要実績だと、しかしながら、達成県は達成していくときにどうしても生産数量目標を下回って生産するということになりますので、その部分についての一定の配慮をどのようにしていくかという問題ではないかと思えます。

それから、飼料用米の増加は、この方向で進むのかと、それでいいのかという御指摘でございます。農林水産省が閣議決定の上決定している食料・農業・農村基本計画上も、米粉用とあわせて増やしていくということでございますので、えさの自給率は非常に低いものですから、自給率の向上に寄与するというところで進めていきたいということでございます。

それから、ASEANの米備蓄の御評価をいただきまして、ありがとうございます。そういう意味で、御提案のありました品目別の開発センターと申しますか、途上国なりアジアの方々にお越しいただいて研修していただくということも、私ども政策的にも、また民間団体とも連携して進めているところでございます。非常にいいことだと思えますので、提案を受けて、その方向を拡大していければと考えております。

続きまして、杉本委員からの御指摘でございます。残念ながら、家庭で購入した後の在庫状況は、統計的には持ち合わせていないというのが正直なところでございます。ただ、こういう異常値が出たとき、例えば今年の3月が増えたということは統計上出ているわけですが、5月とか6月に減っているということからすれば、それ自体が全体の国の需給に、上向きか下向きかわかりませんが、大きな影響を及ぼしていることではないのではないかと推測をしております。ただ、数値がありませんので、ここは何とも推測の域を出ておりません。

それから、予算の面でございます。この戸別所得補償全体に4,900億円強を投入しているということで、それ以外に備蓄経費ですとか、MA米に幾ら使っているのかということでございますが、これは年によって振れがあるので、ざっくりと申し上げます。国産米の備蓄に500億円程度を要しております。MA米の管理に2~300億円、場合によっては400億円ぐらい使っているということで、これは年によって振れがありますが、ざっくり申し上げて、そういう水準であるということでございます。

戸別所得補償のお話、経営規模のお話は後ほどということにさせていただきます。

最後、木村委員からございました放射能は需給にどのように影響しているのかということですが木村委員、御指摘のとおりでございます。風評と言っていいのかどうかわかりませんが、消費者の不安が需要減退につながるおそれは完全に否定できないと思います。一方で、価格が20年産、21年産のレベルに戻ったとはいえ、昨年と比べれば高いという状況はあるわけでございます。そのところが需要にどのような影響を及ぼすかということでございます。

一方で、放射能の被害については、先ほど局長から御説明させていただいたとおりで、これから来年に向けて万全の体制を取っていくということを検討していくこと以外に、我々が皆さんに御安心いただく方法はないと思っておりますので、それをしっかりやっていきたいということでございます。需要に対する影響という面で、現時点で見通しがどうかということは確定的には申し上げられませんが、なるべく我々がきちんとした体制を取ることによって消費者の皆さんの不安を払拭していきたいということでございます。

○天羽農産企画課長 若干補足をさせていただきます。

杉本委員から家庭における米の消費なり在庫なりのデータはないのかという御質問がございました。参考資料3のマンスリーレポート、19ページの(3)の①でございます。私どもも家庭において実際のところどうなんだろうかという問題意識は持っているわけでございますが、今のところ、適当なものがございません。ここに転載させていただいておりますのも、今年4月分から、それも民間の調査実施機関のモニターの中から、この調査に協力してくれるという消費世帯を対象にしたインターネット調査でこういうものがあるということをやっているわけです。この調査をもうちょっと有効なものにできないかという検討を米穀機構と役所で行っている最中でございます。

お米のありがたどこかという話のときに、家庭での消費動向、業務用の消費動向などの情報が欲しいというのは私どもも課題だと思っております。チャレンジはしておりますけれども、なかなかいい解決策まで至っていないというのが現状でございます。

○福田経営安定対策室長 戸別所得補償関係の御質問が杉本委員からございました。10ヘクタール以上層、20ヘクタール以上層の関係でございます。この部分は統計の組みかえ集計が必要でございますので、後日、検討させていただければと思います。

もう一つ、戸別所得補償と規模拡大の関係についての御指摘でございます。この部分、全国一律参加によるインセンティブとか、規模拡大加算といった形で、この制度によって

規模拡大を促すといった仕組みになっているところでございます。また、先日、食と農の再生実現推進本部で決定されました基本方針においても、土地利用型農業においては、平場で20～30ヘクタール、そして中山間は10～20ヘクタールの経営を目指すということになりますので、受け手対策としての戸別所得補償の仕組みを活用していきたいと思っております。

また、問題は出し手ということでございます。将来、自分の代で終わるけれども、土地を他の人に貸したくないという人がアンケート調査では8割ぐらいいるという現状もございます。そういった中で、集落で20年後、30年後の農地をどういった形で利用していくのか、そういったものを徹底的に話し合いをしていただいて、地域の担い手に農地を貸すといった部分について、24年度予算で支援をしていくような形で概算要求を行っているところでございます。

○得田商品取引グループ長 先物取引の関係でございます。直近のデータで申しますと、東穀と関西取で一般的に700円ぐらいの差が生じてございます。これは両取引所が行っております取引の対象品、標準品が違うことがございます。東京においては関東のコシヒカリ、関西においては北陸のコシヒカリということで、その品質の差、市場の評価が異なっております。あと、受け渡しの場所も、東穀は関東で、関西取は関西でとなっており、これによって価格差が生じてございます。

日々の取引の中でアービトレッジ、裁定が働いているかどうかということでございますが、金融デリバティブ商品のような1秒間に何百回もという取引が行われているわけではございませんので、瞬間、瞬間で裁定が確実に行われているかという話ではございませんが、トレンドとして、週平均等でみれば両取引所の値動きの方向性は同じような動きをしているものと理解してございます。

○天羽農産企画課長 さらに追加でございます。

木村委員から、ぬかについての御指摘がございました。御指摘のとおり、米については玄米で基本的に検査をしているわけですが、とう精するとぬかの方が高いセシウム濃度になるという傾向があるわけでございます。現在いわゆる玄米からぬかへの加工係数について公表する方向で省内で作業をやっておりまして、これは早いうちに公表するように関係部局との調整をやっているところでございます。

○中嶋部会長 よろしゅうございますか。

短く、よろしく願いいたします。

○森委員 基本指針については基本的に賛成します。

2つ意見を持っています。手短かに言いますので、お聞きいただければと思います。

戸別所得補償制度と経営状況という48ページと49ページで、「経営費は賄えるが家族労働費は賄えない状態」とあります。面積は大きければ大きいほどいいというグラフがありますがけれども、私は北海道におりますので、例えば1枚の田んぼが1ヘクタールであるような大区画のものも多く、これから目指す20ヘクタールから30ヘクタールの経営規模のモデルになるような形が既にあるわけです。けれども、実際に、今日グラフとして出しているのは、そういう大区画という意味ではなく、小さいのをたくさん持っているようなケースで、それが結果的に5ヘクタール以上というものをモデルにして作っているんだと思うのですが、大区画にした場合のコストの削減等で、どれだけ労働費を圧縮できるかなどについての資料を、こういうケースがあるということをお示ししていただいて、今後の計画に対してはっきりした農家の目標や、大区画にすると競争力があるというのを国民がイメージできるような資料も、いつか出していただけたらなと思っています。

もう一点は備蓄のことです。精米で備蓄するのを試験的にやると書いてありましたがけれども、3月に、皆さんが先ほどから話題にしていらっしゃる買いだめが起きたときに、家にお米を買い置いていなかったのもあって余計、今すぐに食べるものがないということでパニックになったのではないかと思います。その問題をきっかけとして、一度精米で買ったものが冷蔵庫で、細かい話ですけれども、10℃ぐらいで何キロのものを何カ月ぐらいだったら味が劣化しないで食べられるなどということをお教えしていただけたらと思います。めざましごはんのキャンペーンだけでなく、常にお米がある生活の良さと、何かあったときにお米がない不安を持たなくてもいいような備蓄、家庭の中での小さな量ですけれども、備蓄の仕方というのを国民に提案していくということも、今年だからできることだと思いますので、今後の消費拡大キャンペーンの中に一点、御検討いただきたいと思っています。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

○福田経営安定対策室長 48ページ、49ページの御指摘でございますけれども、基本的には戸別経営の生産費調査に基づくコストを示しておりますので、集落営農でどう規模拡大したかといったものを示したものではありません。ですから、現在の大規模になっている方々のコストと収入の関係をあらわしている資料でございます。先ほど杉本委員からございましたような、10、20という規模で切っていけば、どういった形でのコストの関係が

あるかが見えるかと思えます。

以上でございます。

○森委員 わかりました。

○天羽農産企画課長 先ほどの資料の25ページでございます。精米での備蓄については、低温倉庫で保管をしてみて、食味の分析だとか、販売実証という形で進めていきたいと思っております。結果がまとまりましたら、こういう形での備蓄であれば大丈夫だよとか、いつまでは大丈夫とかというふうなこともPRしていく方法を考えていきたいと思えます。

○中嶋部会長 私の進行が悪くて、もう終了時間を過ぎてしまったんですが、どうしても最後に何か御発言したいということがあればお聞きしますけれども、いかがでございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中嶋部会長 ありがとうございます。

活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。ここまで御審議いただきましたが、御意見のあった点については今後、さらに事務局において検討していただくものとして、本部会としては本日、農林水産大臣から諮問のあった「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)」の内容については適当と認めてよいと考えますが、その旨、決議してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中嶋部会長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、食料・農業・農村政策審議会令第8条第2項の規定により、議事の決定に必要なとされている出席委員の過半数を超えておりますので、本件について適当と認める旨、議決いたします。その答申案をただいま事務局から配付してもらいますので、お目通しをいただき、御確認いただけますでしょうか。

〔答申案配付〕

○中嶋部会長 これでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中嶋部会長 ありがとうございます。

本食糧部会の議決については審議会の議決とすることとされておりますので、後ほど食料・農業・農村政策審議会として農林水産大臣に適当と認める旨の答申をいたしたいと思

います。

(2) そ の 他

○中嶋部会長 議事(2)のその他といたしまして、事務局から何かございますでしょうか。

○天羽農産企画課長 ございません。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

これで本日予定の議事についてはすべて終了いたしました。

最後になりますが、本日の議事については議事録として整理し公開することとなります。その整理については私に御一任願いたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中嶋部会長 ありがとうございます。

これですべて終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

本日は活発な御議論、ありがとうございました。

○天羽農産企画課長 中嶋部会長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様、お忙しいところを熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

次回の食糧部会については改めて日程調整の上、文書で御連絡を申し上げます。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の食糧部会を終了させていただきます。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

閉 会